

都市再生機構設立のための手続

4月

都市再生機構分科会 第1回
(4月21日)

中期目標・中期
計画の審議

6月

都市再生機構分科会 第2回
(6月16日)

長となるべき者の指名(6月18日)

設立委員の任命・設立委員会の開催(6月18
日)

監事となるべき者の指名(6月下
旬)

7月

独立行政法人の成立(7月1日)

資産評価委員の任命
(7月以降)

< 承継資産の評価手続 >

資産評価委員会の開催
(7月以降)

設立委員会、資産評価委員会は手続終了後、直ちに解散。